

2025年12月9日

基礎強化講座〔契約実務〕 第4講

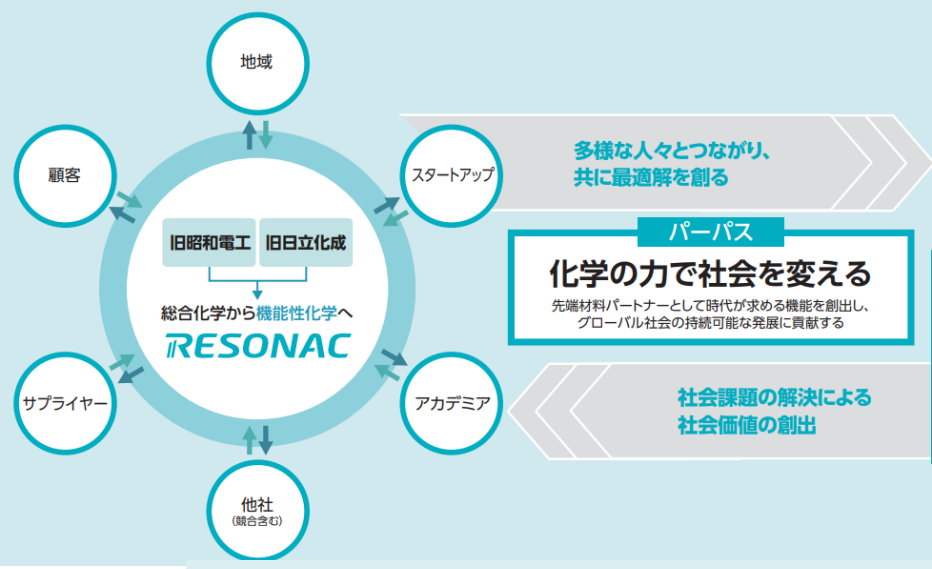
共同研究開発契約とライセンス契約

株式会社レゾナック / Resonac Corporation

知的財産部 IPリーガルグループ

赤壁 幸江

RESONAC



多様な人々とつながり、共に最適解を創る

パーパス

化学の力で社会を変える
先端材料パートナーとして時代が求める機能を創出し、グローバル社会の持続可能な発展に貢献する

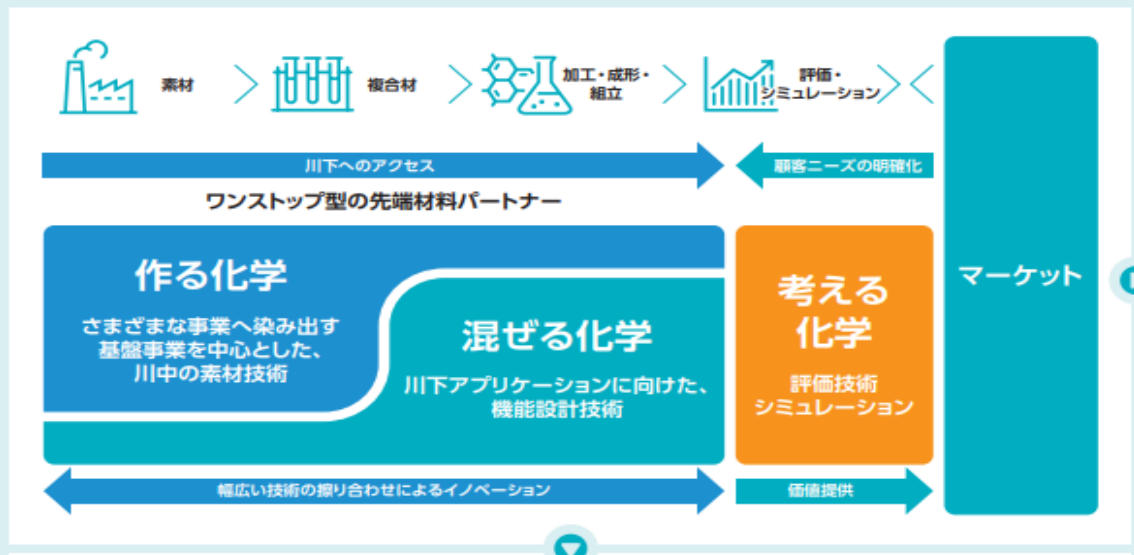
社会課題の解決による社会価値の創出

バリュー (大切にしている価値観)

- プロフェッショナルとしての成果へのこだわり
- 機敏さと柔軟性
- 枠を超えるオープンマインド
- 未来への先見性と高い倫理観

価値創造モデル: 共創型化学会社

川中～川下までの幅広い材料・技術を有することで、川下の顧客ニーズを明確化するとともに複数技術の擦り合わせでイノベーションを発現し、顧客価値として提供



要素技術を棚卸するとともに、技術の擦り合わせの鍵となる「競争力の源泉」を特定し、事業・研究開発戦略と連携

- コア成長**
 - 半導体材料
 - 自動車部品
 - リチウムイオン電池材料
- 安定収益**
 - ハードディスク
 - 石油化学
 - 化学品
 - 黒鉛電極
- 基盤**
 - イノベーション材料
- 次世代**
 - SiC
 - ライフサイエンス

知的財産関連契約の中でも、特に知的財産にかかる知識が必須の**共同研究開発契約**と、**ライセンス契約**の基礎的な知識と、これらの契約に特徴的な条文について立場ごとの留意点を考える講座となっています。

< 知的財産関連契約 >

秘密保持契約

共同研究開発契約

研究開発委託（受託）契約

技術指導（コンサルティング）契約

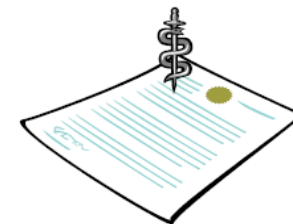
共同出願契約

共有実施契約

技術情報開示契約

知財ライセンス契約

知財譲渡（譲受）契約



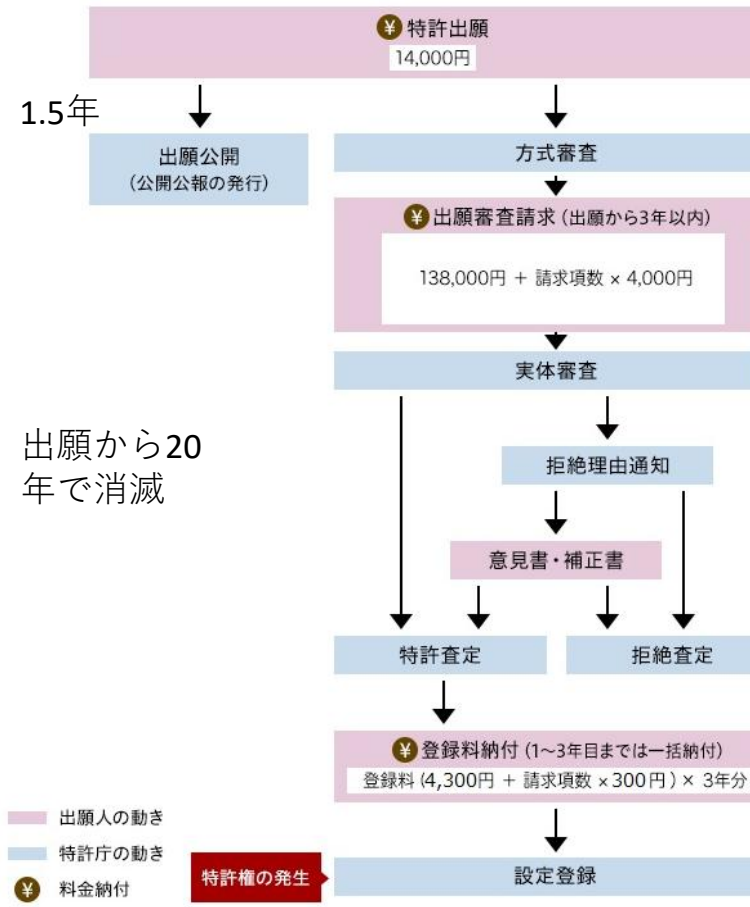
知的財産の種類

産業財産権



知的財産権について | 経済産業省 特許庁 (jpo.go.jp) より引用
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seidogaiyo/chizai02.html>

特許審査の流れ



(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 特許公報 (B2)

(11) 特許番号

特許第6725115号

(6725115)

(45) 発行日 令和2年7月15日 (2020.7.15)

(24) 登録日 令和2年6月29日 (2020.6.29)

(51) Int. Cl.	F I	
C O 4 B 35/10 (2006.01)	C O 4 B 35/10	
B 2 4 D 3/00 (2006.01)	B 2 4 D 3/00	3 2 O A
C O 4 B 41/87 (2006.01)	C O 4 B 41/87	N

請求項の数 6 (全 22 頁)

(21) 出願番号	特願2017-248428 (P2017-248428)	(73) 特許権者	000002004
(22) 出願日	平成29年12月25日 (2017.12.25)		昭和電工株式会社
(65) 公開番号	特開2019-112271 (P2019-112271A)		東京都港区芝大門1丁目13番9号
(43) 公開日	令和1年7月11日 (2019.7.11)	(74) 代理人	100078732
審査請求日	令和2年2月21日 (2020.2.21)		弁理士 大谷 保
早期審査対象出願		(74) 代理人	100131635
			弁理士 有永 俊
		(74) 代理人	100154461
			弁理士 関根 由布
		(72) 発明者	宮石 壮
			長野県塩尻市大字宗賀1番地 昭和電工セラミックス株式会社 塩尻工場内
		審査官	西垣 歩美

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 アルミナ焼結体、砥粒、及び砥石

初めてだったらここを読む〜特許出願のいろは〜 | 経済産業省 特許庁 (jpo.go.jp) より引用

https://www.jpo.go.jp/system/basic/patent/index.html#01

■特許権のマルチクレーム構造

(物の発明が生じた場合、その製造方法や用途についても同時に出願する
場合が多い)

【請求項1】

アルミナ結晶粒を含む内層と、

該内層の少なくとも一部を外側から覆い、・・・と、・・・とを有するアルミナ焼結体・・・であって、・・・であり、かつ・・・を含まないアルミナ焼結体。

【請求項2】

・・・からなる請求項1に記載のアルミナ焼結体の製造方法。

・

・

【請求項5】

請求項1～4のいずれか1項に記載のアルミナ焼結体からなる砥粒。

【請求項6】

請求項5に記載の砥粒の層を作用面に有する砥石。

■特許ファミリー

特許ファミリーとは、**ある特許出願を複数の国へ特許出願した場合の「特許出願のまとめり」**のことをいう。

出願人の多くは、同一発明について日本だけでなく複数国で権利を取得する。

ファミリー出願番号	公報番号	発明の名称	出願日	IPC	出願人	状況	優先権主張元国番号
CN201880072840A	CN111344374A CN111344374B	RADICAL-CURABLE ADHESIVE COMPO...	2018/10/04	C09J121/00	SHOWA DENKO KK	登録	WO2018JP037236W 特願2017-222101
EP18878708A	EP3712222A EP3712222B	RADICAL-CURABLE ADHESIVE COMPO...	2018/10/04	C09J121/00	SHOWA DENKO KK (JP)	登録公報	特願2017-222101 WO2018JP037236W
特願2017-222101							-
特願2019-553736	WO19/097886 特許07149956	ラジカル硬化型接着組 成物、接着剤	2018/10/04	C09J121/00	株式会社レゾナック	権利放棄	WO2018JP037236W 特願2017-222101
US16/762597	US2020/0362206	RADICAL-CURABLE ADHESIVE COMPO...	2018/10/04	C09J 11/04	SHOWA DENKO K.K. (JP)	拒絶確定	WO2018JP037236W 特願2017-222101
WO2018JP037236W	WO19/097886 WO19/097886 WO2019097886A	ラジカル硬化型接着組 成物、接着剤	2018/10/04	C09J121/00	株式会社レゾナック	権利放棄	特願2017-222101

知財関連契約の特許法等(日本国法)における留意点

■ 特許法における留意点

- ・ 特許権は設定登録により得られる**独占排他権**¹⁾であり、発明の公開²⁾の代償として与えられる。
- ・ 独占排他権は「**業として**」の実施について得られる権利であり¹⁾、実施態様は物の**生産、使用、譲渡等**、**方法の使用**及び生産物の**生産、使用、譲渡等**である³⁾。侵害行為は損害賠償請求・差止請求⁴⁾等の対象
- ・ **物質特許**は非販売先による使用に対しては権利行使可能³⁾だが、特許権の効力は**販売により消尽**⁵⁾するため顧客へは権利行使できない。
- ・ 特許権者は顧客による販売品の使用に対して権利行使できない⁵⁾が、**共有者は権利行使可能**^{1) 3)4)}。
- ・ 実質的な協力関係が認められる場合は複数者による共同発明となる⁶⁾が、特許を受ける権利を契約によって**予め譲渡することは可能**⁷⁾。
- ・ 特許権者は他人に専用実施権を設定登録し、通常実施権を許諾することができる⁸⁾。
- ・ **共同出願人の同意なく第三者に対して特許ライセンスできない**⁹⁾ (契約による予めの同意取得は可能。著作権も同様)。(損害賠償請求や差止請求は可能)
- ・ 共同発明者となるためには、**課題解決の着想**及びその**具体化**の過程において、**一体的・連続的な協力関係**の下に、それぞれが重要な貢献をなすことを要する¹⁰⁾。
- ・ 従業員がした職務発明については、勤務規則等で定めた場合には**あらかじめ使用者等に帰属する**¹¹⁾。
- ・ 特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、**初めから存在しなかつたものとみなす**¹²⁾。

1)特許法第68条

2)特許法第64条第1項

3)特許法2条3項、第101条

4)民法703条、特許法100条

5)最三小判平成9年7月1日「BBS並行輸入事件」

6)特許法第29条第1項柱書、同38条

7)特許法第33条第1項

8)特許法第77条、第78条

9)特許法33条第3項、4項、同73条第2項、3項

10)知財高裁判決平成28年7月28日「半導体装置事件」

11)特許法第35条第3項

12)特許法第125条

知財関連契約の特許法等(日本国法)における留意点

■ 著作権法における留意点

- ・ 一般的に「著作権」と言われるものは、「著作権(複製権など)」のほか、著作者の人格を尊重するための「**著作者人格権¹⁾**」などを含む**権利の束**である。侵害行為は損害賠償請求²⁾・差止請求³⁾等の対象。
- ・ 著作者人格権は**一身専属的権利であるため譲渡できない⁴⁾**。
- ・ 著作権者の権利は、原著作物だけでなく**二次的著作物⁵⁾**にも同様に及ぶ。
- ・ 著作権はその全部又は一部を譲渡することができるが、二次的著作物に関する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、**譲渡した者に留保されたものと推定する⁶⁾**。
- ・ 著作権者は他人に対しその著作権の利用を許諾することができる⁷⁾。
- ・ 共有著作権は、その持分を譲渡するなど、著作権の共有持分を処分する場合、**共有者全員の同意を得る必要がある⁸⁾**(但し、各共有者は**正当な理由のない限り同意を拒むことはできない⁹⁾**)。
- ・ 共有著作権は、**共有者全員の合意によらなければ行使することができない¹⁰⁾**(但し、各共有者は**正当な理由のない限り合意の成立を妨げることはできない⁹⁾**)。「行使」には利用許諾が含まれるほか、著作物を共有者自らが利用することも含まれると考えられる。損害賠償請求や差止請求等は可能¹³⁾)
- ・ 共有著作者人格権は、**共有者全員の合意によらなければ行使することができない¹¹⁾**(但し、各共有者は**信義に反して合意の成立を妨げることはできない¹²⁾**)。「行使」には利用許諾が含まれるほか、著作物を共有者自らが利用することも含まれると考えられる。損害賠償請求や差止請求等は可能¹³⁾)
- ・ AIにおける開発・学習行為は**原則として、無断での利用は適法¹⁴⁾¹⁵⁾**。

1) 著作権法第18条、19条、20条

2) 民法703条、

3) 著作権法112条

4) 著作権法第59条

5) 著作権法第2条1項11号、第28条

6) 著作権法第61条第2項

7) 著作権法第63条

8) 著作権法65条1項

9) 著作権法65条3項

10) 著作権法65条2項

11) 著作権法第64条第1項

12) 著作権法第64条第2項

13) 著作権法第117条

14) 著作権法第30条の4

15) [AIと著作権にかかる考え方について/文化審議会著作権分科会
法制度小委員会](#)

知財関連契約の特許法等(日本国法)における留意点

■ 不正競争防止法等における留意点

- ・ **営業秘密**(秘密管理性・非公知性・有用性が要件¹⁾)に係る不正競争行為²⁾は差止請求・損害賠償請求³⁾等の対象
- ・ **限定提供データ**に係る不正競争行為⁴⁾は差止請求・損害賠償請求³⁾等の対象

■ 独占禁止法上の指針等における留意点

- ・ 共同研究契約やライセンス契約における取り決めにおいて、**不公正な取引方法⁵⁾**に該当しないよう留意が必要。

■ 日本版バイドール法における留意点

- ・ 開発成果に関する国への報告や成果にかかる特許権等の移転時に国の承諾が必要等⁶⁾の義務あり。

1) 不正競争防止法第2条6項

2) 不正競争防止法第2条1項4号～10号

3) 不正競争防止法第3条、第4条1項11号～16号

4) 不正競争防止法第2条1項11号～16号

5) 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針 | 公正取引委員会 (jftc.go.jp)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kyodokenkyu.html>

知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針 | 公正取引委員会 (jftc.go.jp)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>

令和元年6月14日)製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書の公表について | 公正取引委員会 (jftc.go.jp)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614.html>

6) 産業技術力強化法第17条

※その他民法、商法の関連法や、国際契約の場合は各国の関連法規をご確認頂く必要があります。

知財関連契約の特許法等(日本国法)における留意点

■その他

・ 一機関としての製造

特許権者の一機関(手足)として下請けに特許権に係る製品を製造させる場合、以下が満たされれば特許権者自身の実施とみなされる。¹⁾

イ. 契約者との間に賃金を払って製作せしめる契約の存在

ロ. 製作についての原料の購入・製品の販売・品質についての権利者の指揮

ハ. 製品全部を権利者に引き渡し、他へ売り渡さないこと

・ 不実施補償

特許権を複数の権利者で共有している場合、ある権利者は特許発明品の実施により利益を得られるが、他の権利者は利益を得ない場合がある。このような不公平を是正するため、販売により利益を得られる権利者からの一定の実施料の支払いを他の権利者に求められる場合がある。営利機関と非営利機関との契約においてはそのような実施料を「不実施補償²⁾」と呼ぶ。

また、サプライヤーとユーザーとでサプライヤーの製品に係る特許権を共有している場合に、サプライヤーは自社製品の製造販売において特許権が必要であるが、ユーザーはサプライヤーの製品の使用にあたり特許権を必要としていない(∴消尽するため)。係る不公平を是正するためサプライヤーが他のユーザーに係る製品を販売する場合に、不実施補償と同様の実施料を共有先のユーザーから要求される場合がある。

(なお、用途特許が存在する場合、サプライヤーは当該特許は不実施であるとの主張も可能と思われる。但し、他のユーザーへの販売時に当該用途特許をライセンスする必要がある。)

1)「模様メリヤス事件」(大審判S13. 12. 22)

2)特許権保有者であれば実施権を有しているため必ずしも支払う必要はない。

独占禁止法と知的財産契約

独禁法の4本柱

(本講では「不公正な取引方法の禁止」にかかる留意点にフォーカス)

1. 私的独占の禁止

企業が市場での競争を排除・制限する行為を禁止

2. 不当な取引制限の禁止

価格カルテル、入札談合、市場分割などの不当な取り決めを禁止

3. 不公正な取引方法の禁止

優越的地位の濫用、抱き合わせ販売、不当廉売などを禁止

4. 企業結合の規制

市場の競争を著しく制限する恐れがある企業結合を規制

独占禁止法と知的財産契約

■共同研究開発は、研究開発活動を活発で効率的なものとし、技術革新を促進するものであって、多くの場合競争促進的な効果をもたらすものと考えられる。

他方、共同研究開発は複数の事業者による行為であることから、研究開発の共同化によって市場における競争が実質的に制限される場合もあり得ると考えられる。また、共同研究開発の実施に伴う取決めによって、参加者の事業活動を不当に拘束し、共同研究開発の成果である技術の市場やその技術を利用した製品の市場における公正な競争を阻害するおそれのある場合も考えられる。

「**共同研究開発に関する独占禁止法上の指針**」は、共同研究開発に関し、研究開発の共同化及びその実施に伴う取決めについて公正取引委員会の一般的な考え方を明らかにするものである。

知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針 | 公正取引委員会 (jftc.go.jp)
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>より引用

■独占禁止法第21条は、「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と規定している。したがって、技術の利用に係る制限行為のうち、そもそも権利の行使とはみられない行為には独占禁止法が適用される。

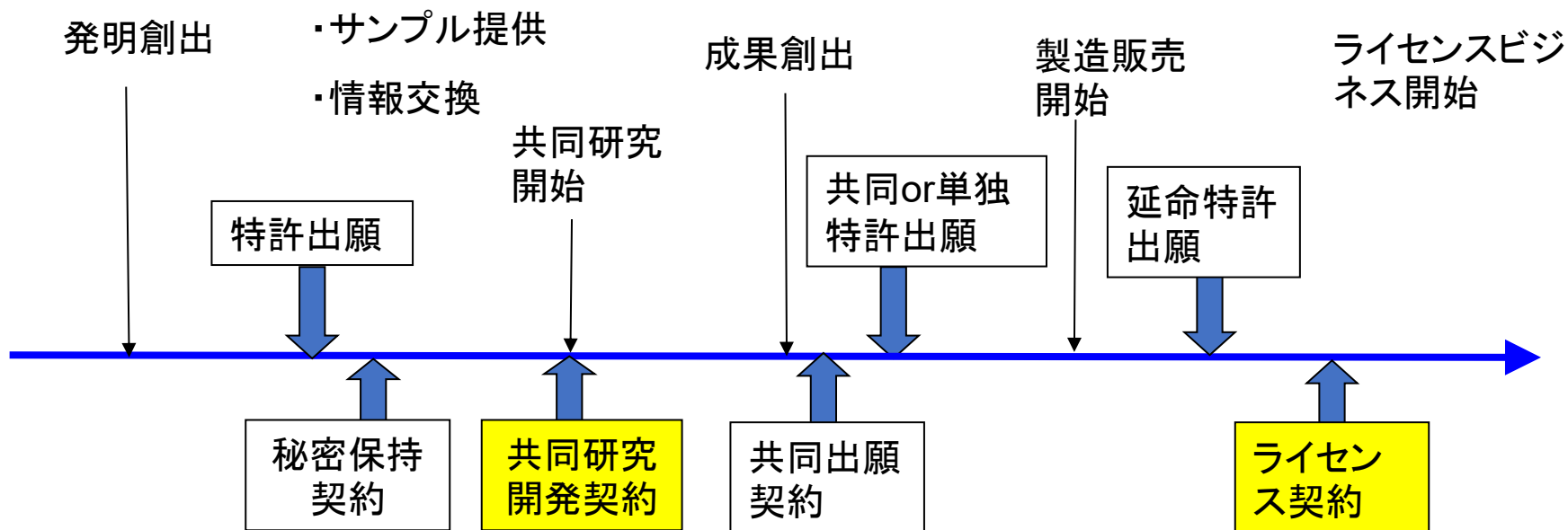
また、技術に権利を有する者が、他の者にその技術を利用させないようにする行為及び利用できる範囲を限定する行為は、外形上、権利の行使とみられるが、これらの行為についても、**実質的に権利の行使とは評価できない場合は、同じく独占禁止法の規定が適用される。**

「**知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針**」は、知的財産のうち技術に関するものを対象とし、技術の利用に係る制限行為に対する独占禁止法の適用に関する考え方を包括的に明らかにするものである。

知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>より引用

知的財産と知財関連契約の発生

特許出願戦略



契約戦略

共同研究開発契約（目次）

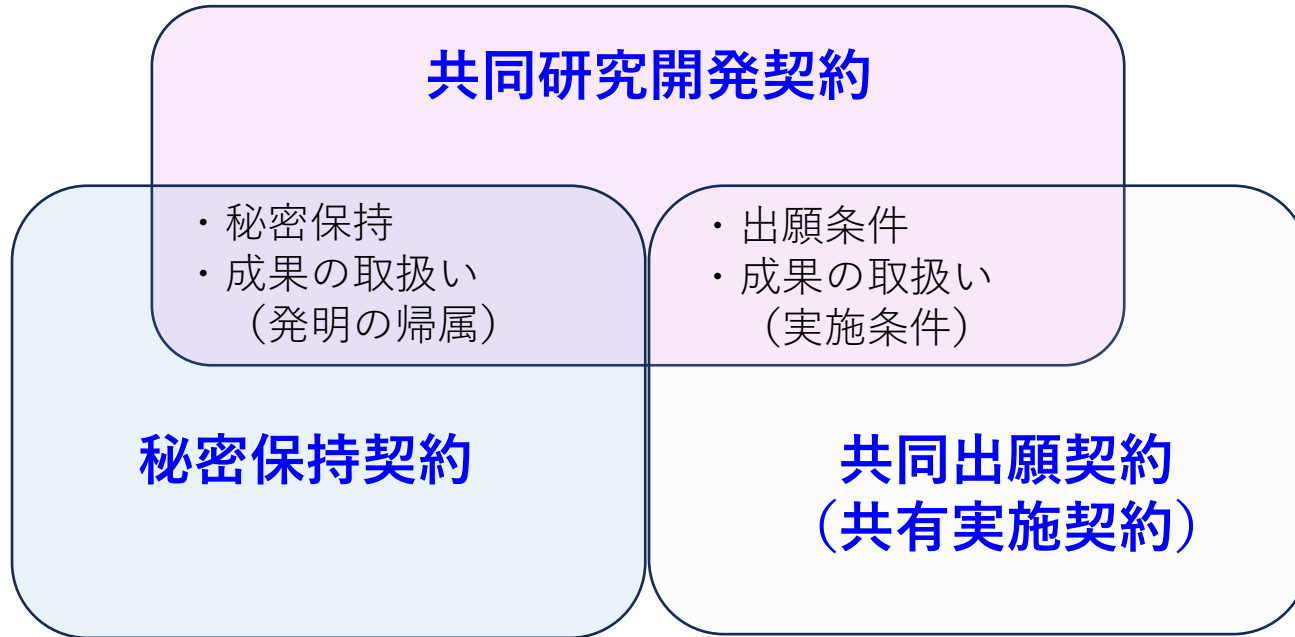
- I. 共同研究開発契約とは
- II. 共同研究開発関連契約
- III. 共同開発のタイプ
- IV. 立場ごとの権利の帰属に係る考え方
- V. 成果の取扱いに係る開発タイプ別留意点
- VI. 不公正な取引方法に該当するおそれのある条件
- VII. 共同開発契約のタイプ
- VIII. 開発の範囲に係る留意点
- IX. 第三者との研究開発の制限

2以上の企業・研究機関などが、協働して、新技術や新製品などを開発すること

共同開発契約に特徴的な条文

- 開発の範囲
- 役割分担
- 開発手順
- 費用負担
- 成果の取扱い **→ 最重要！**
- 秘密保持
- 成果の発表
- 第三者との開発





Ⅲ. 共同開発のタイプ

(a) シーズ志向型開発

サプライヤー



シーズ発明



ユーザー



共同研究開発

(b) ニーズ志向型開発

ユーザー



ニーズの明確化



サプライヤー



共同研究開発

(c) コンソーシアム型

ベースアイデア
目的/素材/技術



Tier1 A
Tier1 B
..
Tier2 A
Tier2 B
..
Tier3 A
Tier3 B
..
A大学
B大学
etc..



共同研究開発

IV. 立場ごとの権利の帰属に係る考え方

特許を共有で持つことのメリット・デメリット

メリット	デメリット
①維持・管理費用を分担可能	①第三者（関係会社含む）へのライセンスを認められない場合がある
②自由に自己実施できる（1%でも持分があれば実施権あり（但し契約条件による））	②自己実施に制限がかかる場合がある（例：独占販売/購入）
③下請製造ができる	③相手方による自己実施（下請製造含む）を許す
④自己実施しない場合「不実施補償」要求の根拠が得られる	④「不実施補償」を要求される場合がある（相手方が顧客や学術機関の場合）
⑤共有者の知財活動を制限できる場合がある（実施許諾制限、出願・権利化に関与等）	⑤共有者により知財活動を制限される場合がある（出願・権利化に関与等）
⑥共有者と強い繋がりを示唆（アピール）できる	⑥共有者との繋がりがオープンになる（オープンにしたくない場合でも）

IV. 立場ごとの権利の帰属に係る考え方①

(ユーザー(自社) + サプライヤー(相手先)) × 共同開発



- ① サプライヤーの製品(素材・部材・部品等)に係る発明
- ② ①の用途発明(=ユーザーの製品に係る発明)

ユーザーの立場

- desirably -
全ての成果を共有以上で

- ①の効力の範囲 = 素材・部材・部品等の製造・販売・使用等
- ②の効力の範囲 = 自社製品の製造・販売・使用等

①を共有にできれば・・・ 素材・部材等を自社で内製できる。

第三者に実施許諾はできないが一機関としての製造委託はできる。

サプライヤーにコンペティタへ素材等販売された際に不実施補償を求め
る根拠ができる。

②を共有にできれば・・・ 自社製品に係る独占排他権を得られる。

サプライヤーがコンペティタに素材・部材を販売した場合に用途特許で
権利行使できる。

IV. 立場ごとの権利の帰属に係る考え方②

(サプライヤー(自社) + ユーザー(相手先)) × 共同開発



- ① サプライヤーの製品(素材・部材・部品・装置等)に係る発明
- ② ①の用途発明(=ユーザーの製品に係る発明)

サプライヤーの立場 **- desirably -**
**自社製品は単独保
 有で**

- ①の効力の範囲 = 自社製品の製造・販売・使用等
- ②の効力の範囲 = 用途製品の製造・販売・使用等

- ①が共有になってしまうと・・・ 素材・部材等の独占排他権を得られるが、共同開発先(ユーザー)の内製や一機関としての製造委託を許すことに。
 ユーザーに不実施補償を請求される根拠ができてしまう。
- ②を共有にすると・・・ 用途製品の自社実施が可能となるが、他のユーザーに販売した場合に
 共有先のユーザーが当該他のユーザーに権利行使可能となる。

IV. 立場ごとの権利の帰属に係る考え方③

(A社(自社) + B社(水平関係のメーカー)) × 共同開発



- ① 自社製品(素材a等)に係る発明
- ② B社製品(素材b等)に係る発明
- ③ a,bの組み合わせ・用途発明

A社の立場 **- desirably -**
素材aは単独、用途は共有
で

- ①の効力の範囲 = 自社製品の製造・販売・使用等
- ②の効力の範囲 = B社製品の製造・販売・使用等
- ③の効力の範囲 = 用途発明等の製造・販売・使用等

- ①が共有になってしまうと・・・ 素材aの独占排他権を得られるが、B社が素材aも実施する可能性
- ②を共有にすると・・・ ①の逆の立場
- ③がB社の単独保有だと・・・ B社がA社を排除する可能性 (素材aの代替品開発など)

V. 成果の取扱いに係る開発タイプ別留意点

(a) シーズ志向型開発

サプライヤーサイド: ■ 自社製品に係る成果は単独保有、用途に係る成果は共有とする。



■ シーズに係る用途知財を安易にライセンスしない。(用途特許がある前提)

ユーザーサイド : ■ サプライヤー製品に係るIPも自社製品に係るIPも共有とする。

■ 共同開発成果たる知財の実施時にはサプライヤーのバックグラウンドIPで制限を受けないようにする。

■ 出願内容に自社の意向を反映させられるようにする。

(b) ニーズ志向型開発

サプライヤーサイド: ■ 自社製品に係る成果は単独保有、用途に係る成果は共有とする。

■ 共同開発の範囲をできる限り限定的にし、共有の成果によって他の用途への展開が妨げられないようにする。

■ 出願内容に自社の意向を反映させられるようにする。

ユーザーサイド : ■ サプライヤー製品に係るIPも自社製品に係るIPも共有とする。



■ 不公正な取引方法に該当しないよう留意する。

V. 成果の取扱いに係る開発タイプ別留意点

(c) コンソーシアム型

■ 国家プロジェクトの場合、日本版バイドール法に留意する。



(開発成果の出口等々で制約に係る可能性)

■ 学術機関等が保有するバックグラウンドIPに留意する。

(開発成果の実施段階において制約に係る可能性)

■ 開発成果に対する自社のスタンスを明確にする。

- ・ 成果を第三者に販売したいのか？
- ・ 使用の自由さえ確保できれば良いのか？
- ・ メンバー企業とのパイプさえできれば良いのか？
- ・ メンバーコンペティターとの成果の棲み分けをどうしたいのか？
- ・ メンバー外コンペティタに対して障壁を設けたいのか？
- ・ 川下を囲い込みみたいのか？

VI. 不公正な取引方法に該当するおそれのある条件①



黒条項 (X)	不公正な取引方法に該当するおそれが強い事項
共同研究開発の実施に関する事項	<p>共同研究開発のテーマ以外のテーマの研究開発を制限すること</p> <p>共同研究開発のテーマと同一のテーマの研究開発を共同研究開発終了後について制限すること</p> <p>既有的技術の自らの使用、第三者への実施許諾等を制限すること</p> <p>共同研究開発の成果に基づく製品以外の競合する製品等について、参加者の生産又は販売活動を制限すること</p>
共同研究開発の成果を利用した製品に関する事項	第三者への販売価格の制限

正しくは、

共同研究開発に関する独占禁止法上の指針 | 公正取引委員会 (jftc.go.jp)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kyodokenkyu.html>

をご確認ください。

VI. 不公正な取引方法に該当するおそれのある条件②



灰条項 (△)	不公正な取引方法に該当するおそれがある事項
共同研究開発の成果である技術に関する事項	成果を利用した研究開発の制限 成果の改良発明等を他の参加者へ譲渡する義務を課すこと又は他の参加者へ独占的に実施許諾する義務を課すこと
共同研究開発の実施に関する事項	技術等の流用防止のために必要な範囲を超えて、共同研究開発に際して他の参加者から開示された技術等を共同研究開発以外のテーマに使用することを制限すること 共同研究開発の実施のために必要な範囲を超えて、共同研究開発の目的とする技術と同種の技術を他から導入することを制限すること
共同研究開発の成果を利用した製品に関する事項	販売地域の制限 販売数量の制限 販売先の制限 原材料又は部品の購入先の制限 品質又は規格の制限

正しくは、

共同研究開発に関する独占禁止法上の指針 | 公正取引委員会 ([jftc.go.jp](https://www.jftc.go.jp))

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kyodokenkyu.html>

をご確認ください。

VII. 共同研究開発契約のタイプ

1. 秘密保持契約（実質共同開発契約である場合がある）
2. 企業間共同開発契約（サプライヤーとユーザーの共同開発等）
3. 学術機関との共同開発契約（大学シーズ型/企業ニーズ型多い）
4. コンソーシアム型共同開発契約（国家プロジェクト等）
5. ソフトウェア・AI共同開発契約
6. 共同出願契約（開発成果の取扱いにつき約定する場合がある）
7. その他（購買契約における開発の成果に対する取扱い）

VII-1. 秘密保持契約

立場ごとの問題点について考えてみましょう

甲：素材メーカー 乙：ユーザー

第●条（知的財産権）

甲及び乙はいずれも、本検討の過程で相手方の秘密情報に基づいて発明、考案、著作物その他の知的財産権（以下「発明等」と総称する。）をなした場合には、相手方に対して速やかに通知し、また、当該発明等に関する知的財産権の帰属及び取扱いを別途甲乙間で協議のうえ決定するものとする。

甲の立場：秘密保持契約には不要の条文。

（規定がなければ特許法に準じた発明者主義の考えで帰属が決まる）

乙の立場：できるだけ共有にしたい。

「本検討の過程で相手方の秘密情報に基づいて・・・」の方が良い。

VII-2. 企業間共同開発契約①

立場ごとの問題点について考えてみましょう

甲：材料メーカー 乙：材料ユーザー

第●条 (知的財産権等の帰属)

- 1 本共同開発の実施に伴い生じた開発成果及び知的財産権の帰属については、次のとおりとする。
 - (1) 材料Aに関する開発成果及び知的財産権
甲単独に帰属する。
 - (2) 材料Aを用いたデバイスBに関する開発成果及び知的財産権
乙単独に帰属する。
 - (3) 前二号のいずれにも該当しない開発成果及び知的財産権
甲乙の共有とする。
- 2 開発成果及び知的財産権の帰属に疑義が生じた場合、互いに誠意をもって協議の上これを解決するものとする。

甲の立場：材料Aを使用するデバイスBが乙の単独保有で問題ないか？

材料AにもデバイスBにも該当しない開発成果が共有で問題ないか？

(プロセスその他の発明は？)

乙の立場：材料Aが甲単独保有で問題なか？

VII-2. 企業間共同開発契約②

立場ごとの問題点について考えてみましょう

甲：装置メーカー 乙：装置ユーザー

第●条（成果の帰属）

本共同開発の実施に伴い生じた開発成果及び知的財産権（以下、併せて「本成果」という。）の帰属については、次のとおりとする。

（1）甲又は乙のいずれか一方の従業員等によって相手方の秘密情報によることなくなされた本成果は、当該従業員等の所属する当事者単独の保有とする。

（2）甲又は乙のいずれか一方の従業員等によって相手方の秘密情報に基づき若しくは利用してなされた本成果、或いは甲及び乙双方の従業員によって共同してなされた本成果（以下「共有の本成果」という。）は、甲及び乙の共有とする。

甲の立場：「相手方の秘密情報に基づき若しくは利用してなされた本成果」まで共有で良いのか？

乙の立場：「秘密情報によらない」と解釈されれば相手方が単独出願できるが問題ないか？少なくとも発明をなした場合の事前通知義務が必要ではないか？

立場ごとの問題点について考えてみましょう

甲：装置メーカー 乙：装置ユーザー

第●条 （成果の実施）

- 1 甲は、本契約終了日より3年間（以下「優先期間」という）経過するまで、本成果にかかる装置（以下「本装置」という）を乙の事前の書面による承諾なく第三者に販売できないものとする。
- 2 乙は、優先期間終了日まで、甲の事前の書面による承諾なく第三者から本装置を購入できないものとする。
- 3 優先期間終了後の実施の条件については甲乙協議のうえ、当該期間終了3ヶ月前までに別途合意するものとする。

甲の立場：不公正な取引方法における灰色条項（販売先の制限）に該当しないか？優先期間の起点は「本契約終了日」で良いのか？
「優先期間終了後の実施の条件」とは？（乙にとっての実施が更に制限される可能性 ex.不実施補償等）

乙の立場：優先期間の起点は「本契約終了日」で良いのか？「本装置販売開始日」等にする必要はないか？
2項は灰色条項（原材料の購入先の制限）に該当しないか？

VII-3. 学術機関との共同開発契約

乙の立場の問題点について考えてみましょう

甲：大学 乙：企業

第●条（成果の帰属及び取扱い）

- 1 甲及び乙は、本契約を遂行する過程で発明、考案、意匠、著作物その他の知的財産権の目的となるもの（以下「発明等」という。）を得た場合には、相手方に対し速やかに通知し、その取扱いについて協議するものとし、また、相手方の承諾なく単独で出願、登録等を行ってはならない。
- 2 甲又は乙が、本契約を遂行する過程で発明等をなした場合には、当該発明等に係る知的財産権は、別段合意がない限り甲乙の共有とし、持分比率については発明等への貢献比率を考慮の上、協議により定めるものとする。

学術機関との共同開発成果が共有になってしまうと、不実施補償を請求される可能性が高いため、原則共有よりは発明者主義（＝発明者が所属する当事者に帰属）を検討するべきではないか？

- 3 甲及び乙は、前項により甲乙の共有とされた知的財産権に係る発明等の実施については、実施の条件及び費用等を含めて別途協議するものとし、当該発明等について、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に実施許諾することができない。
- 4 甲及び乙の共有とされた知的財産権について、一方の当事者が他方の当事者に対して、当該知的財産権に係る発明等の不実施を書面により誓約する場合、当該他方の当事者に支払われるべき不実施の対価と実施の条件について、甲乙協議により定める。

第3項後段は、甲によるコンペティタへのライセンスの制限となるが、自社もライセンス（関係会社へのライセンス含む）を制限される点に留意が必要。

第4項は不実施補償である。支払い義務は少なくとも独占実施の場合に限定したい。

実施条件がうまくまとまらない場合、乙の持分を早期に買い取るのも一手。（持分譲渡交渉に応じる義務の挿入を要検討）

自社の問題点について考えてみましょう

自社の立場：プロジェクト参加者

第●条（成果の実施）

1. プロジェクト参加者は、自己が持分を有するフォアグラウンド I P について、知財運営委員会に事前に報告の上、自由かつ無償にて実施できるものとする。
2. 前項にかかわらず、プロジェクト参加者が持分を共有する共有 I P を実施する場合には、当該共有者にて協議のうえ、次の各号のいずれかの契約を締結することを選択するものとする。
 - （1）独占的实施契約
 - （2）非独占的实施契約

2項は共有の知的財産については共有者で契約条件を協議決定のうえでないとは実施権が得られないというもの。

少なくとも非独占的实施権は無償で得られる旨、この段階で約定しておきたい。

VII-5. AI共同開発契約

立場ごとの問題点について考えてみましょう

甲：ユーザー 乙：AI開発ベンダー

第●条（本件成果物の著作権）

1. 本件成果物に関する著作権は、甲、乙または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、甲及び乙の共有（持分均等）とする。なお、乙から甲への著作権が移転する場合の対価は、甲が全額負担する本契約の開発費用に含まれるものとする。
2. 甲及び乙は、相手先及びその指定する第三者に対して、範囲の制限無く、本件成果物に関する著作者人格権を自ら行使せず、また自己に所属する著作者をして行使させないものとする。
3. 甲及び乙は、本件成果物を第三者に利用許諾するときは、相手方に事前に書面でその旨通知するものとする。

甲の立場：二次的著作物に関する権利が乙に留保されてしまうため「本件成果物に関する著作権(27条と28条の権利を含む)」とすべき。3項はVII-3同様。

乙の立場：著作権は乙単独保有とすべきではないか？開発したAIを自由にライセンスできないのは問題ではないか？

VII-6. 共同出願契約

立場ごとの問題点について考えてみましょう

甲：ユーザー 乙：本材料のサプライヤー

第●条（発明の実施）

1. 甲は、乙が甲への対価を支払うことなく本発明を実施することに同意する。
2. 前項にかかわらず、本材料の販売開始日から3年間（以下「優先期間」という）、乙は甲の許諾無しに本材料を第三者に販売できないものとする。
3. 乙は、優先期間経過後に、又は前項の甲の許諾を得て第三者へ本材料を販売する場合、甲への販売価格より高い価格で販売するものとする。

甲の立場：対価を求める必要はないか？（1項）独占販売義務は灰色条項（販売先の制限）に該当しないか？（2項）
3項は黒条項（第三者への販売価格の制限）なのでこのままではNG。

乙の立場：販売開始日の定義は明確か？（1項）
独占販売義務は無条件で良いのか？甲による独占購入義務も入れてはどうか？（2項）

既存のバックグラウンド I P、他部署の類似開発品、独自の新規開発品などとの差別化をはかる場合には、開発の範囲をできるだけ具体的に記載する。

第●条（共同研究）

契約当事者は、別表にかかげる分担により、共同して次の研究（以下「本共同研究」という）を実施する。

研究題目：部材Aを用いたBグレードデバイスCの開発

研究目的：将来のBグレードデバイスCの実用化を目指し、
○○な（←性能等を記載）部材Aの開発を行う。

なお、部材Aとは・・・。BグレードデバイスCとは・・・。

考えられる問題点は何でしょうか

第●条（第三者との共同開発の制限）

甲及び乙は、本契約の有効期間中および本契約終了後5年間、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、本開発と目的を同一とする、あるいは類似の内容の開発を第三者と共同で行いまたは第三者から受託してはならない。

黒条項：「共同研究開発のテーマと同一のテーマの研究開発を共同研究開発終了後について制限すること」に該当するため不公正な取引方法に該当するおそれが強い。

ライセンス契約（目次）

- I. ライセンス契約とは
- II. 特許ノウハウライセンス契約に特徴的な条文
- III. 不公正な取引方法に該当するおそれのある条件
- IV. 項目例

1. ライセンス契約とは①

私の特許を使って良いですよ
(使っても権利行使しません)

対価として●●円をお支払いします



ライセンサー

ライセンシー

ライセンシーが得る権利の実体は、独占排他権を行使されないという
不作為請求権

1. ライセンス契約とは②

■主なライセンス契約の種類

1. 特許ライセンス
2. ノウハウライセンス
3. ソフトウェアライセンス
4. 商標ライセンス
(上記の組み合わせになっている場合も多い)
5. クロスライセンス
⇒本講では**特許ノウハウライセンス (一方向)** にフォーカス

■許諾される実施権の種類

1. 通常実施権
2. 独占的通常実施権
3. 専用実施権
⇒本講では**通常実施権のライセンス**にフォーカス

II. 特許ノウハウライセンス契約に特徴的な条文①

特許ノウハウライセンス契約に特徴的な条文

(※必ず設けなければいけない訳ではない)

1. 定義
2. 許諾（条件・範囲）
3. 技術情報の開示
4. 対価（ロイヤリティ）
5. 購入品・原材料の購入
6. 秘密保持
7. 技術支援
8. 改良技術の取扱い
9. 保証
10. 第三者による特許権侵害
11. 最恵待遇
12. 監査・実施報告
13. 解除・譲渡条件
14. 契約終了の効果
15. 契約期間
16. 不争条項

II. 特許ノウハウライセンス契約に特徴的な条文②

	ライセンサー	ライセンシー
1. 定義	広くしすぎない	狭くしすぎない（但し許諾技術は明確に）
2. 許諾（条件・範囲）	広くしすぎない 独禁法に留意	狭くしすぎない
3. 技術情報の開示	漏洩・公知化リスクに配慮する	取得情報の明確化
4. 対価（ロイヤリティ）	税務・会計部門への確認を忘れない	税務・会計部門への確認を忘れない
5. 購入品・原材料の購入	独禁法に留意する	合理的理由がある場合の自由度を確保する
6. 秘密保持	漏洩リスクを考慮する	公知・既知技術との差別化ができるようにする
7. 技術支援	人数・期間・対価を明確にする	技術目標達成まで支援を得られるようにする
8. 改良技術の取扱い	自社の改良技術は次世代技術として差別化し、ライセンシーによる改良技術は実施できるようにする	自社の改良技術に対する自由度を確保し、ライセンサーによる改良技術もできる限り使えるようにする
9. 保証・補償	自社の義務を出来る限り軽くする	出来る限りライセンサーに義務を負わせる
10. 第三者による特許権侵害	不必要に重い義務とならないようにする	少なくともライセンサーと協働して対処する
11. 最恵待遇	入れる必要なし	入れた方がベターだが独禁法に留意
12. 監査・実施報告	監査のハードルは低く。報告は詳細に。	監査のハードルは高く。不必要な項目まで報告しないようにする。
13. 解除・譲渡条件	ライセンシーの事業規模や業態に変化があった際にモノ申せるようにする	自身の事業規模や業態に変化があってもライセンスが継続されるようにする
14. 契約終了の効果	返却・破棄等の必要性を考慮する	少なくとも設備は有効活用できるようにする
15. 契約期間	無期限は避ける（条件再考のタイミングは設けるべき）但しノウハウの秘密保持は長く	好条件であればできるだけ長く使えるようにする
16. 不爭条項	入れた方がベターだが独禁法に留意	対象が広くなりすぎないように注意

Ⅲ. 不公正な取引方法に該当するおそれのある条件

- ・ 製造数量の制限（市場全体の供給量を制限する効果がある場合）
- ・ 販売価格・再販価格の制限
- ・ 原材料・部品の品質又は購入先の制限（一定の合理性が認められない場合）
- ・ 販売先の制限
- ・ 改良技術の譲渡義務・独占的ライセンス義務
- ・ 競争品製造販売の制限
- ・ 競争者からの競争技術ライセンス受けの制限
- ・ **不競争義務**（争った場合に契約解除する条件であればOK）
- ・ ライセンシーに一方向的に不利な解約条件
- ・ 技術の利用と無関係なライセンス料の設定
- ・ 権利終了後に支払義務を課す行為
- ・ ライセンシーが求める技術以外の技術との一括ライセンス
- ・ **非競争義務**
- ・ 研究開発活動の制限

左記は代表的なものです。
詳しくは、
知的財産の利用に関する
独占禁止法上の指針 | 公正取引委員会 (jftc.go.jp)
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>をご確認ください。

不競争義務

ライセンサ



ライセンシ

非競争義務

ライセンサ



ライセンシ

IV-1. 項目例：定義①

立場ごとの問題点について考えてみましょう

第1条（定義） 甲：ライセンサー 乙：ライセンシー

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本技術」とは、甲が保有する△△△技術に係る、次の各号に定義する「本特許」及び「本技術情報」をいう。
- (2) 「本特許」とは、次に掲げる甲の保有する特許権を個々に又は併せていう。

特許番号	出願日	発明の名称
1. 第●●●●●●●号	年 月 日	〇〇の製造方法
2. 第●●●●●●●号	年 月 日	〇〇の製造方法

- (3) 「本技術情報」とは、本契約の目的のために甲が乙に開示する全ての技術情報をいう。

甲の立場：3号は広すぎるため少なくとも「本製品の製造に必要な」等の限定が必要。

乙の立場：2号は狭すぎる。リストアップするのであれば、優先権を共有する国内外の特許すべてを対象とすべき。3号は広すぎるので別紙での詳細な限定が必要。

IV - 1. 項目例：定義②（続き）

- (4) 「本製品」とは、本技術に係るX X Xをいい、その仕様は本契約書に添付の資料に記載のとおりとする。
- (5) 「関係会社」とは、直接又は間接に乙が株式の総議決権の過半数以上を所有する子会社、乙の株式の総議決権の過半数を所有する親会社及び当該親会社が直接又は間接に株式の総議決権の過半数を所有する会社をいう。
- (6) 「純販売価格」とは、総販売価格から、包装梱包費、輸送費、代理店手数料及び商取引の慣行上正当と認められる現金割引額、数量割引額、リベート、返品額等を控除した残額をいう。
- (7) 「改良」とは、本契約期間中に、「本製品」に関してライセンシーにより創出される全ての技術的進歩又は改良をいい、特許の有無を問わない。

甲の立場：乙の「関係会社」にもライセンス又は再実施許諾する場合、原案のままでは不特定の会社にライセンスすることになる。社名のリストアップや、「関係会社」の定義を満たす時期（契約締結日現在等）を検討すべき。

乙の立場：「純販売価格」はこれで良いか？「純販売価格」を求めるのはむしろ負担ではないか？「改良」の範囲が広すぎないか？“本特許の許諾を受けなければ本特許を侵害するもの”等に限定するのも一手

IV - 2. 項目例：実施許諾①

■ 考え方

実施許諾の態様は、発明の**実施態様ごと**に許諾可能であり、**地域**や**数量**を**限定**することも可能である。

特許権で守られる実施態様は物の**生産**、**使用**、**譲渡**等、方法の**使用**及び生産物の**生産**、**使用**、**譲渡**等である。

【請求項1】

アルミナ結晶粒を含む内層と、
該内層の少なくとも一部を外側から覆い、・・・と、・・・とを有するアルミナ焼結体・・・であつて、・・・であり、かつ・・・を含まないアルミナ焼結体。

【請求項2】

・・・からなる請求項1に記載のアルミナ焼結体の製造方法。

【請求項5】

請求項1～4のいずれか1項に記載のアルミナ焼結体からなる砥粒。

【請求項6】

請求項5に記載の砥粒の層を作用面に有する砥石。

例)

砥粒の製造	：国内A社にライセンス	地域：日本国内
砥粒の販売	：国内A社にライセンス	地域：全世界
アルミナ焼結体の製造	：中国のA社子会社にライセンス	地域：中国内
アルミナ焼結体の販売	：中国のA社子会社にライセンス	地域：全世界

IV - 2. 項目例: 実施許諾②

立場ごとの問題点について考えてみましょう

第●条（実施許諾）

1. 甲は、日本国及び外国において、本技術情報に基づき本製品を製造し第三者に販売する非独占的通常実施権を乙に対して許諾する。
2. 甲は乙へ本特許の非独占的通常実施権を許諾する。許諾範囲は、特許法の「実施」の定義に該当するすべての行為である。

甲の立場：許諾条件が漠としている。

場所：

実施態様：

再実施権：（有無含め明記）

についてそれぞれ定めるべき。特に「場所」については、特定の工場に限定するのか、地域・国に限定するのか等の検討が必要。

乙の立場：実施可能範囲が広めに解釈できる点は良いが、本製品の販売先が本製品を使用する権利についても言及されていると良い。

IV - 4. 項目例: 対価

■ 対価のパターン

一括払い

分割払い

定率実施料（ランニング）

■ 対価の考え方

① インカム・アプローチ

「技術（特許権）の価額 = 事業利益 × 技術（特許権）の利益寄与率」
という考え方

利益三分法（利益の三分の一を技術力の寄与とする）
資本力・営業力・技術力

利益四分法（利益の四分の一を技術力の寄与とする）
資本力・組織力・労働力・技術力

② コスト・アプローチ

ライセンサーの技術開発コスト相当額からロイヤリティを算出する方式。
特許取得費用から算出する場合もある。

③ マーケット・アプローチ

[令和6年度 知的財産のライセンスに関する調査報告（METI/経済産業省）](#)
類似技術の実施料率を目安に設定する方式

■ 支払い方法

タイミング・為替レート・税の扱い（税務・会計部門とよく協議すること）

立場ごとの問題点について考えてみましょう

第●条（秘密保持）

1. 乙は、本技術情報及び本契約の内容を厳格に秘密に保持し、第三者に漏洩若しくは開示し、又は本製品の製造、販売以外の目的に使用してはならない。
2. 乙は、本製品の製造、販売に直接関与する乙又は乙の関係会社の役員及び従業員に対し、本契約の有効期間中の守秘義務を課した上で秘密情報を開示することができるものとする。

甲：守らせる情報は「本技術情報」だけで十分か？

乙：開示可能先は関係会社までで十分か？（下請け業者などへも開示できるようにしておく必要はないか？）「本技術情報」の定義は明確か？

立場ごとの問題点について考えてみましょう

第●条（改良技術）

乙（ライセンシー）は、本契約期間中に本技術を利用した改良技術を得たときは、直ちにその内容の詳細を甲に書面で通知し、甲（ライセンサー）が望む場合には、当該改良技術を甲に実施許諾するものとする。

甲の立場：改良技術の定義は明確になされているか？ 関係会社への
グラントバックやサブライセンスは必要ないか？
有償・無償の記載がない。

乙の立場：甲の改良技術についても「本技術」としてライセンス対象
としてもらうべきではないか？
「再実施権なし」とすべきではないか？
期限を設ける必要はないか？

■ 技術保証（補償）

考え方： 当事者同士の関係性、対価額とのバランスにもよるが、特許ノウハウライセンスの場合、ライセンサーは、ライセンス対象の製品が一定の技術目標に達することを保証するよう求められることが多い（法律で定められている国あり）。

留意点： ライセンサーが技術保証する場合、ライセンサーとしてはライセンシーによる協力義務、試運転期間、目標値などを明確に定めるようにする。
ライセンシーとしては、ステップごとの分割払いとしたり、達成できるまで技術援助が続くよう留意する。
損害賠償額の上限を落としどころとする場合もある。

■ 知的財産権の許諾権限・有効性等の保証（補償）

考え方：特許ノウハウライセンスの場合、ライセンサーは、ライセンス対象の知的財産権について許諾する権利を保有することや、特許等の有効性について保証するよう求められることが多い。

留意点：ライセンサーとしては、有効性の保証は実現可能な点との線引きが必要（例えば無効審判請求されていないことは保証できるが無効審判等を提起されないことの保証は困難。有効性を保証した場合、特許権が遡及的に消滅したことについて実施料の返還を求められる懸念が残るため既払実施料の不返還特約の設定を要検討）。ライセンシーとしては、ライセンサーが特許権等の正当な保有者である点のみならず、共有知財をライセンスする権利を含め保証してもらう必要がある。営業秘密についても保証対象に含めた方が良い。

■ 知的財産権非侵害保証（補償）

考え方： 当事者同士の関係性、対価額とのバランスにもよるが、特許ノウハウライセンスの場合、ライセンサーは、実施許諾した行為が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するよう求められることが多い。

留意点： ライセンサーが知的財産非侵害保証する場合、ライセンサーとしては、自社で利用可能なデータベースで検知可能な範囲（知的財産権の種類、国、期間等）に限定したり、技術指導外の行為や改良技術の実施については保証対象外としたり、第三者からクレームを受けた場合にライセンサーだけで対応しないようにする等の留意が必要。
ライセンサーとしては、第三者からクレームを受けた際に事業がストップしないよう協力して解決できるようにしておく。損害賠償額の上限を落しどころとする場合もある。

立場ごとの問題点について考えてみましょう

第●条（保証）

1. 甲は、本件特許の特許権者であること並びに有効に存続することを保証する。
2. 甲は、許諾製品が第三者の特許権を侵害しないことを保証する。

甲の立場：1項の有効性保証と2項は広すぎる（1項は締結日現在無効化アクションを受けていないこと等に要限定。2項は保証できる国の限定、有効な特許に限定、甲の指導に従った場合に限定、乙保有技術、改造・改変、組込みが原因の場合は不保証等も要検討。）

乙の立場：1項はライセンスする権利まで保証して頂く必要がある（乙への許諾につき共有特許権者の同意を得ている点含め）。また、特許ノウハウライセンスの場合、特許だけでなく1項はノウハウについても、2項は第三者の営業秘密非侵害についての保証も必要。

立場ごとの問題点について考えてみましょう

第●条（第三者権利侵害時の対応）

1. 乙による本技術の実施が第三者の産業財産権を侵害する事実を発見したとき、あるいは当該事実を理由に第三者から訴訟の提起を受けたときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するものとする。
2. 前項の通知を受けた甲は、直ちに当該侵害事件の調査、検討をなし、乙による本技術の実施が第三者の産業財産権を侵害し、又は侵害するおそれがあるか否かを判断し、その判断結果を上記の通知を受領した日から1ヶ月以内に乙に報告するものとする。

甲の立場：調査検討義務が甲の義務となっているが、侵害行為を行っているのは乙であり実施態様の詳細は甲には不明である場合が多いため、協働義務が好ましい。

乙の立場：「産業財産権」の侵害に限定して良いか？
（著作権や営業秘密は産業財産権ではない）
「侵害する事実」や「侵害の提起を受けたとき」に限定して良いか？
（「侵害のおそれ」「警告、異議、クレーム」は？）

IV - 9. 項目例:保証・補償④(続き)

3. 第三者が乙に対して提起した侵害訴訟の取り扱いについては、甲乙の協議による。ただし、当該協議が調わない場合には、乙に従うものとする。
4. 前項の訴訟に要する費用（弁護士の手数料、報酬を含む。）については、当該訴訟提起の日までに本契約に基づき甲が乙から受領した頭金及び実施料累積額を限度として甲の負担とし、当該限度を超過する部分については乙の負担とする。

甲の立場：侵害訴訟は技術保有者の方が対応力が高い可能性があるため再考が必要。

乙の立場：「訴訟」に限定して良いのか？

（第三者からの訴訟の提起、警告、異議及びクレームも含める必要）

IV -12. 項目例: 監査

立場ごとの問題点について考えてみましょう

第●条（監査）

甲は乙のランニングロイヤリティの支払いに関して、年に4度を限度として、10営業日前までに乙に書面で通知したうえで、乙の営業時間内に代理人をして乙の施設及び帳簿類を監査することができる。本監査の実施においては、甲は乙に対して30日前までに書面で通知し、かつ、甲により選任され乙により事前に承諾された監査法人により行われるものとする。なお、本監査の費用は甲の負担とする。

甲の立場：ロイヤリティ監査だけで十分か？（秘密情報管理の監査は？）
監査費用の負担は甲で良いのか？（●%以上の未払いが発覚した場合は乙の負担等とすべき）

乙の立場：年4回は多くないか？施設を監査対象として問題ないか？甲の代理人ではなく乙が承認した監査法人とすべきではないか？監査対象となった情報の秘密保持について予め約定すべきではないか？

立場ごとの問題点について考えてみましょう

第●条 (解約)

1. 甲又は乙が本契約の規定に違反し相手方当事者からの書面による催告の受領後30日以内に当該違反を治癒しない場合は、相手方当事者は、違反当事者に書面で通知することにより直ちに本契約を解約し、本契約に基づく違反当事者のすべての権利を消滅させるとともに、違反当事者に対して損害賠償を請求することができる。
2. 甲又は乙が清算され、破産宣告を受け、支払不能になった場合若しくは第三者に合併・買収された場合は、相手方は、直ちに本契約を解約する権利を有する。

甲の立場：契約製品に関する乙のライセンス対象事業が第三者に譲渡された場合や支配権の変動が生じた場合も解約条件に含めた方が良い。（2項）

乙の立場：30日以内は短すぎないか？（1項）

該当事業にM&Aの予定はないか？（2項）

ご清聴ありがとうございました

Resonac Corporation